

○山形県手数料条例（抜粋）

(423)の6 長期優良住宅の普及の促進に 長期優良住宅建築等計画 次の表の左欄に掲げる区分に
 関する法律（平成20年法律第87号）第5 等認定申請手数料 応じ、それぞれ同表の右欄に定
 条第1項から第5項までの規定に基づく める額
 長期優良住宅建築等計画の認定の申請又
 は同条第6項若しくは第7項の規定に基
 づく長期優良住宅維持保全計画の認定の
 申請に対する審査

		区分	金額
イ 新築する住宅（以下この号及び次号において「新築住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（以下「確認書」という。）又は同条第4項に規定する住宅性能評価書（以下この号及び次号において「住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	12,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	22,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	37,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	62,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	99,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	152,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	258,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	326,000円
		戸数が300戸を超えるもの	371,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	46,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	108,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	173,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	342,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	613,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,053,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	1,949,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	2,785,000円
		戸数が300戸を超えるもの	3,411,000円
	ロ 増築し、又は改築する住宅（以下この号及び次号において「既存住宅」という。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの
戸数が1戸を超え5戸以内のもの			34,000円
戸数が5戸を超え10戸以内のもの			56,000円
戸数が10戸を超え25戸以内のもの			93,000円
戸数が25戸を超え50戸以内のもの			149,000円
戸数が50戸を超え100戸以内のもの			227,000円
戸数が100戸を超え200戸以内のもの			387,000円
戸数が200戸を超え300戸以内のもの			490,000円
戸数が300戸を超えるもの			556,000円
上記以外の場合		戸数が1戸のもの	69,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	162,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	260,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	513,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	919,000円

		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,580,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	2,923,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,177,000円
		戸数が300戸を超えるもの	5,117,000円
ハ 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	18,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	34,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	56,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	93,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	149,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	227,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	387,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	490,000円
		戸数が300戸を超えるもの	556,000円
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	69,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	162,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	260,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	513,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	919,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	1,580,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	2,923,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	4,177,000円
		戸数が300戸を超えるもの	5,117,000円

備考

- 申請に係る建築物の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下「適合審査」という。）を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

(423)の7 長期優良住宅の普及の促進に 長期優良住宅建築等計画 次の表の左欄に掲げる区分に関する法律第8条第1項の規定に基づく 等変更認定申請手数料 応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

		区分	金額
イ 新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	6,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	11,000円
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	19,000円
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	31,000円
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	50,000円
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	76,000円
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	129,000円
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	163,000円

		戸数が300戸を超えるもの	185,000円	
	上記以外の場合	戸数が1戸のもの	23,000円	
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	54,000円	
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	87,000円	
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	171,000円	
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	307,000円	
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	527,000円	
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	975,000円	
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	1,392,000円	
		戸数が300戸を超えるもの	1,706,000円	
ロ 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの	9,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの		17,000円	
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの		28,000円	
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの		46,000円	
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの		74,000円	
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの		114,000円	
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの		193,000円	
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの		245,000円	
	戸数が300戸を超えるもの		278,000円	
	上記以外の場合		戸数が1戸のもの	34,000円
		戸数が1戸を超え5戸以内のもの	81,000円	
		戸数が5戸を超え10戸以内のもの	130,000円	
		戸数が10戸を超え25戸以内のもの	257,000円	
		戸数が25戸を超え50戸以内のもの	460,000円	
		戸数が50戸を超え100戸以内のもの	790,000円	
		戸数が100戸を超え200戸以内のもの	1,462,000円	
		戸数が200戸を超え300戸以内のもの	2,088,000円	
		戸数が300戸を超えるもの	2,558,000円	
		ハ 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	確認書又は住宅性能評価書の交付を受けている場合	戸数が1戸のもの
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの			17,000円
戸数が5戸を超え10戸以内のもの	28,000円			
戸数が10戸を超え25戸以内のもの	46,000円			
戸数が25戸を超え50戸以内のもの	74,000円			
戸数が50戸を超え100戸以内のもの	114,000円			
戸数が100戸を超え200戸以内のもの	193,000円			
戸数が200戸を超え300戸以内のもの	245,000円			
戸数が300戸を超えるもの	278,000円			
上記以外の場合	戸数が1戸のもの			34,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの		81,000円	
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの		130,000円	
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの		257,000円	
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの		460,000円	
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの		790,000円	
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの		1,462,000円	
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの		2,088,000円	
	戸数が300戸を超えるもの		2,558,000円	

備考

- 1 申請に係る建築物の計画について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 2 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟（1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分）につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

(423)の8 長期優良住宅の普及の促進に 譲受人決定時の認定長期 2,000円
に関する法律第9条第1項の規定に基づく 優良住宅建築等計画変更
譲受人を決定した場合における認定長期 認定申請手数料
優良住宅建築等計画の変更の認定の申請
に対する審査

(423)の8の2 長期優良住宅の普及の促進に 管理者等選任時の認定長 2,000円
に関する法律第9条第3項の規定に基づき 長期優良住宅建築等計画変
更認定申請手数料
づく管理者等が選任された場合における 更認定申請手数料
認定長期優良住宅建築等計画の変更の認
定の申請に対する審査

(423)の9 長期優良住宅の普及の促進に 長期優良住宅建築等計画 1,700円
に関する法律第10条の規定に基づく長期優 等の認定を受けた地位の
良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持 承継の承認申請手数料
保全計画の認定を受けた地位の承継の承
認の申請に対する審査

(423)の9の2 長期優良住宅の普及の促進に 認定長期優良住宅建築等 160,000円
に関する法律第18条の規定に基づく建 計画に基づく建築に係る
築物の容積率に関する特例の許可の申請 住宅の容積率の特例許可
に対する審査 申請手数料